

各務原市プレミアム付商品券 2026 取扱店募集要項

1. 趣旨

物価高騰等により市民生活及び市内事業者への影響が大きいことから、市民生活を支援するとともに、市内経済活動の活性化を図ることを目的とした、プレミアム付商品券を、国の「重点支援地方交付金」を活用し、発行・発売する。

2. 取扱店に関する事項

(1) 資格要件

各務原市内において事業を営み、かつ各務原市内に店舗（事業所）を有する事業者とし、店舗の規模によって「大規模店舗」「中小店舗」に区分する。

- ・大規模店舗： 売場面積が概ね 1,000 m²を超える店舗およびその店舗内の個店
- ・中小店舗： 「大規模店舗」に該当しない店舗

ただし、以下に規定する事業者は対象外とする。

- ① 各務原市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に掲げる暴力団、または第 2 条第 2 号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法第 122 号）第 2 条第 5 項で定める性風俗関連特殊営業を行うもの。
- ③ 特定の宗教または政治団体と関わるもの。
- ④ 法令又は公序良俗に反するもの。
- ⑤ その他市長が不相当と認めるもの。

(2) 申込期限

令和 8 年 6 月 30 日（火）まで

(3) 申込先

各務原市プレミアム付商品券 2026 事務局
〒500-8472 岐阜市加納清野町 20 アシストビル 4F
FAX：058-213-0080
メール：kakamigahara_2026@nta.co.jp

(4) 申込方法

下記【申込・問い合わせ先】にある市ウェブサイトまたは本事業特設ウェブサイトから提出書類①「取扱店本登録申請書」、提出書類②「商品券換金振込先」、提出書類③「誓約書」をダウンロードし、必要事項を記入・入力の上、FAX またはメールにて事務局宛に送付。

(5) 取扱店に関する情報発信

取扱店の登録が完了した事業者は、本事業特設ウェブサイト上に店舗名を順次掲載する。なお、登録完了の可否についてはこれを参照すること。

また、**令和 8 年 3 月中旬頃まで**に申請のあった事業者については、4 月下旬に全世帯に送付する購入案内文書に同封の取扱店一覧チラシに店舗名を掲載予定。

(6) 取扱店相談会

日時：**令和 8 年 4 月 23 日（木） 14 時～17 時**
場所：産業文化センター1 階 21 プラザ

(7) 備考

- ・取扱店の登録・申込にかかる費用は無料とする。
- ・同一事業者において複数の店舗がある場合は、各店舗単位で申込を行うものとする。
- ・登録完了後、取扱店マニュアル、店舗用掲示物、商品券換金用書類を郵送等にて送付する。
- ・取扱店マニュアルの内容を確認の上、不明な点については事務局への電話による問い合わせ、または上記日程で開設する相談会にて直接問い合わせるものとする。

3. 換金に関する事項

(1) 換金受付期間

令和8年5月1日（金）から令和8年8月31日（月）まで

(2) 換金手続

- ・取扱店は、裏面に取扱店名を記入した当該商品券、指定の換金申請様式等の必要書類一式を、月に2日程度設ける締日までに事務局宛に送付する。
- ・事務局は請求内容を審査した後、締日から2週間程度で各事業者の金融機関口座宛に入金する。
なお、振込日等の詳細スケジュールは、申込・登録完了後に別途通知する。

(3) 備考

- ・換金手続にかかる費用は無料とする。
- ・換金受付期間を過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金には応じない。
- ・換金申請前の使用済み商品券の保管については取扱店が全責任を負うものとし、その紛失・盗難・破損等に対して市および事務局は補償を行わない。

4. 商品券に関する事項

(1) 名称

各務原市プレミアム付商品券 2026

(2) 発行者

各務原市

(3) 発行総額

最大 14 億 4 千万円（販売総額 7 億 2 千万円）

(4) 発行内容

1 セット 10,000 円分の商品券（1,000 円分×10 枚）を 5,000 円で販売する。

1 セット 10 枚のうち 4 枚については全店舗で使用でき、6 枚については中小店舗のみで使用できる商品券とする。

令和 8 年 3 月 1 日時点で各務原市に住民登録のある人を対象とし、1 人あたり 1 セットを購入限度とする。

(5) 販売期間

令和 8 年 5 月 1 日（金）から令和 8 年 6 月 16 日（火）まで

(6) 使用期間

令和 8 年 5 月 1 日（金）から令和 8 年 7 月 31 日（金）まで

(7) 備考

- ・つり銭額は出さないものとする。
- ・購入後の返金・返品、紛失・盗難・破損による再発行は行わない。
- ・使用期間を過ぎた商品券は一切使用できない。

・以下の物品又は役務は、商品券の使用対象外とする。

- ① 不動産、金融商品。
- ② たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ。
- ③ 商品券、プリペイドカード、宝くじ、その他換金性の高いもの。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務。
- ⑤ 国税、地方税、使用料その他の公租公課。
- ⑥ 電気・都市ガス代。
- ⑦ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び使用商品等の購入。
- ⑧ その他、本商品券の発行趣旨にそぐわないもの。

5. 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守することとし、これに違反すると市が判断したときは、その資格を取り消すものとする。

- ① 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- ② 市が配布する商品券取扱店ポスター、ステッカー及びのぼり等の店舗用掲示物を、商品券使用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示しなければならない。
- ③ 取扱店が本商品券を使用対象としない商品を独自に定める場合は、商品券使用者が認識できるように明示すること。
- ④ 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費者支援の趣旨に反する行為をしてはならない。
- ⑤ 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに事務局に連絡し、指示を仰ぐこと。
- ⑥ 自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- ⑦ 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- ⑧ 商品券を、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用してはならない。

その他、取扱店の登録完了後に配布する「取扱店マニュアル」の記載事項、ならびに市および事務局からの連絡事項についても、適宜確認の上、内容を遵守すること。

【申込・問い合わせ先】

●各務原市プレミアム付商品券 2026 事務局

〒500-8472 岐阜市加納清野町 20 アシストビル 4F

FAX：058-213-0080

メール：kakamigahara_2026@nta.co.jp

問い合わせは 平日午前 9 時～午後 5 時電話にて受付（TEL：058-201-3711）

※電話は 2 月 25 日（水）から可能です

※5 月 2 日（土）～6 日（水・祝）は事務局営業中のため電話可能です

●各務原市商工振興課プレミアム付商品券推進室

TEL:058-383-7287

●各務原市プレミアム付商品券 2026 ウェブサイト

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/shokogyo/1016031.html>

